

平成27年度  
農林水産省政策評価実施計画

平成27年7月17日

**農林水産省**

# 目 次

1	計画期間	.....	1
2	実績評価	.....	1
3	事業評価	.....	2
4	総合評価	.....	2
	(別表1) 政策評価体系	.....	3
	(別表2) 成果重視事業一覧	.....	5
	(別表3) 公共事業一覧	.....	6
	(別表4) 研究開発課題及び研究制度一覧	.....	9
	(別表5) 租税特別措置等に係る政策一覧	.....	10
	(別表6) 総合評価を実施する政策分野一覧	.....	11

## 平成27年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画に基づき、以下のとおり定める。

なお、政策効果の把握に当たり、東日本大震災等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地のデータを除いた実績値を用いるなどして、対応可能な範囲で達成度合いの判定を行い、実績評価を行うこととする。

### 1 計画期間

平成27年7月17日から平成28年3月31日までとする。

### 2 実績評価

(1) 別表1に掲げる政策評価体系の政策分野について、平成27年度に実施する政策に係る目標設定を行う。

(2) 別表1に掲げる林政及び水産行政の政策分野（⑰～㉔）について、設定した目標値に対する実績値を把握し、達成度合いの判定を行う。その際、次のいずれかの基準に該当する指標については、必要性、効率性及び有効性の観点から要因分析を併せて行う。

① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標

② 前年度の実績値を下回った指標（ただし、達成度合いが「A」又は「A（おおむね有効）」となった指標を除く。）

③ 達成度合いが「A'」となった指標

なお、東日本大震災等の影響により把握すべきデータの一部が欠ける指標については、被災地分を除くなどして平成26年度の目標値を改めて設定した上で、対応可能な範囲で実績値を把握し、達成度合いを算出して判定を行うこととする。上記の①又は③に該当する場合は、要因分析を併せて行う。

また、平成25年度政策の評価時に実施した要因分析の内容を踏まえた対応状況や施策効果の発現状況について、フォローアップを実施する。

(3) 評価に当たっては、実績値や要因分析の内容を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど政策評価と行政事業レビューの連携を図る。

(4) 別表2に掲げる成果重視事業について、実績評価方式により事後評価を行う。

(5) なお、部局庁ごとの政策評価結果の活用促進の観点から、必要に応じて、関係資料の

提供を行う。

### 3 事業評価

(1) 別表3に掲げる公共事業について、事業評価方式により事後評価を行う。

なお、東日本大震災等の影響を受けた公共事業は、評価実施時期を延期することとする。

(2) 別表4に掲げる研究開発課題及び研究制度について、事業評価方式により事後評価を行う。

(3) 別表5に掲げる租税特別措置等に係る政策について、事業評価方式により事後評価を行う。

### 4 総合評価

別表6に掲げる政策分野について、総合評価方式により事後評価を行う。

## 政策評価体系

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ②幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承 ③生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ④グローバルマーケットの戦略的な開拓 ⑤様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等 ⑦担い手への農地集積・集約化と農地の確保 ⑧構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進 ⑨需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 ⑩戦略的な研究開発と技術移転の加速化(※) ⑪先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等 ⑫気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用(※) ⑬農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
	3 農村の振興	⑭地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 ⑮多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 ⑯多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑰森林の有する多面的機能の発揮 ⑱林業の持続的かつ健全な発展 ⑲林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	⑳水産資源の回復 ㉑漁業経営の安定 ㉒漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	㉓政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※：総合評価を行う政策分野

**2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価**

該当するものはない。

**3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価**

該当するものはない。

## 成果重視事業一覧

1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

該当するものはない。

2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 公共事業一覽

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

(1) 直轄事業・機構等営事業  
ア 期中

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	熊本県	玉名横島	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	高知県	西熊山	林野庁業務課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、京都府、奈良県	淀川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、京都府、奈良県	淀川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県	淀川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域30～49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域10～29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	遠別	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	美国	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	江良	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	白尻	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	庶野	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業 (フロンティア漁場整備事業)	—	日本海西部地区	水産庁整備課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業 (フロンティア漁場整備事業)	—	隠岐海峡地区	水産庁整備課	国



(別表3)

イ 完了後

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	雨竜川中央	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	忠別	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	幕別	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岩手県、宮城県	迫川上流・ 迫川上流(二期)	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	山形県	寒河江川下流	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	茨城県	霞ヶ浦用水 (二期)	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	長野県	安曇野	農村振興局水資源課	国
直轄	直轄明渠排水事業	北海道	更別	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	北海道	中樹林	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	南標茶	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	新潟県	白根郷	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	富山県	常願寺川沿岸	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	香川県	香川	農村振興局防災課	国
機構等	独立行政法人水資源機構事業	千葉県	印旛沼開発施設 緊急改築	農村振興局水資源課	独立行政法人
機構等	農用地総合整備事業	大阪府	泉州東部	農村振興局農地資源課	独立行政法人
直轄	国有林直轄治山事業	北海道	アフトロマナイ川	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	岐阜県	穴毛谷	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	日高	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	阿武隈川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	群馬県	西毛	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岐阜県	宮・庄川	林野庁業務課	国
機構等	特定中山間保全整備事業	熊本県	阿蘇小国郷	林野庁整備課	独立行政法人

## (2) 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
かんがい排水事業	農村振興局水資源課
経営体育成基盤整備事業	農村振興局農地資源課
畑地帯総合整備事業	農村振興局水資源課
農道整備事業	農村振興局地域整備課
農業集落排水事業	農村振興局地域整備課
農村振興総合整備事業	農村振興局地域整備課
田園整備事業	農村振興局農地資源課
中山間地域総合整備事業	農村振興局地域整備課
農地防災事業	農村振興局防災課
農地保全事業	農村振興局防災課
農村環境保全対策事業	農村振興局防災課
海岸保全施設整備事業(農地)	農村振興局防災課
草地畜産基盤整備事業	生産局飼料課
畜産環境総合整備事業	生産局飼料課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
森林居住環境整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課
海岸保全施設整備事業(漁港)	水産庁防災漁村課
海岸環境整備事業(漁港)	水産庁防災漁村課
漁村総合整備事業	水産庁防災漁村課

※震災等の影響を受けた地区は、公表を延期することがある。

## 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

## (1) 未着手の事業

ア 直轄事業・機構等営事業  
該当するものはない。

## イ 補助事業

該当するものはない。

## (2) 未了の事業

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	青森県	小田川二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	島根県	斐伊川沿岸	農村振興局水資源課	国
機構等	独立行政法人水資源機構事業	福岡県	両筑平野用水二期	農村振興局水資源課	独立行政法人

## イ 補助事業

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	農業競争力強化基盤整備事業	茨城県	尾崎北部	農村振興局水資源課	茨城県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	五十公野	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	羽黒	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	福井県	川西中部	農村振興局農地資源課	福井県
補助	農業競争力強化基盤整備事業	徳島県	今津南部	農村振興局農地資源課	徳島県
補助	農村地域防災減災事業	徳島県	大津東部東	農村振興局防災課	徳島県

※震災等の影響を受けた地区は、公表を延期することがある。

## 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 研究開発課題及び研究制度一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

#### (1) 研究開発課題

区分	評価の種類	研究課題名	研究実施主体	課題を所管する課
直轄	終了時(事後)	ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室
直轄	終了時(事後)	天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室

#### (2) 研究制度

該当するものはない。

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 租税特別措置等に係る政策一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

- ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 保険会社等の異常危険準備金
- ・ 収用交換等の場合の譲渡所得等特別控除

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 総合評価を実施する政策分野一覧

## 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

政策分野名	評価を担当する課
政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	大臣官房統計部統計企画管理官

## 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。